

令和 7 年 1 月
定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年1月20日(月) 午前8時55分～9時25分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番 松浦 雄一	2 番 石井 淑雄
3 番 吉田 宏明	4 番 原 武信
5 番 山下 祝	6 番 本条 仁史
7 番 木下 得代	8 番 猪熊 幸雄
9 番 大原 眞路(会長)	10 番 土井 正幸
11 番 高市 佳和	12 番 山本 茂
13 番 宮本 賢一	14 番 藤川 一雄
15 番 梶野 和幸(会長職務代理)	16 番 山下 恵
17 番 富木田 好正	18 番 三木 洋一

欠席委員

なし

傍聴推進委員

なし

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	簗本 由奈

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	2 件	田	2,197	m ²
			畑	7,740	m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	2 件	田	58	m ²
			畑	7,096	m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	1 件	田	421	m ²
			畑		m ²
第 4 号議案	非農地証明願	4 件	田	1,728	m ²
			畑	677	m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田		m ²
			畑		m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	22 件	田	43,690	m ²
			畑	12,097	m ²
報告第 1 号	合意解約	6 件	田	10,523	m ²
			畑		m ²

令和7年1月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

ご案内の定刻よりも少し早いですが、只今より1月の定例会を開催いたします。

(議案の訂正)

本日委員のみなさまにご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案までの合計31件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

また、傍聴人の方がお見えになっておりますことも併せて報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

会長

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を14番 藤川委員さんと16番 山下委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、2番 石井委員さんと5番 山下委員さんと10番 土井委員さんと私で、先日17日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」2件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。

始めに今回の3条申請2件は、どちらも所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。

1番、・・・、面積991㎡外2筆 計2,197㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 14,867.81㎡

取得後の営農計画 水稻の販売および果樹の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター3台、コンバイン、耕耘機、田植機、粃摺り機、トラックが各1台、農舎が100㎡。

農作業歴 65年、年間の農業従事日数 300日程、通作距離 車で7分。

2 番、・・・、面積 813 m²外 3 筆 計 7,740 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 9,067 m²

取得後の営農計画 柑橘の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 耕耘機、噴霧器、ユンボ、トラックが各 2 台、農舎が 50 m²。

農作業歴 16 年、年間の農業従事日数 300 日程、通作距離 車で 15 分。

以上のことから本日の案件 2 件につきまして、譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」2 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

ちなみに譲受人が 2 件とも 80 歳、75 歳くらいの方になります。後継者がいない方の場合、今後そういった問題が出てくる可能性がありますけれども、とりあえずご意見がございましたらお願いします。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」2 件につきまして原案どおり承認といたします。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 58 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 露店駐輪場

申請理由

申請人は現在、共同住宅を賃貸しております。既存の駐輪場が手狭になり、住民からも新たな駐輪場の設置が求められたため申請しました。

農地の区分

都市計画法における用途が第一種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画ですが、雨水は自然浸透で東側水路へ自然流下で処理します。汚水の発生はありません。造成計画は盛土を最大 3 c m、切土を 10 c m程行い、その流用土による盛土を行います。

2 番、・・・、面積 743 m²外 9 筆 計 7,096 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

申請地について一部、既に造成済みなため始末書の提出があります。

転用目的 建設残土による農地造成

申請理由

所有している農地において果樹栽培を検討しているところ、傾斜地であったため、作業効率を改善するために建設残土および切土による農地造成を計画し、一時転用として申請に至りました。

農地の区分

□□、□□、□□（地番）に関しては、第 2 種農地に該当いたします。残りの 7 筆に関しては農用地に該当いたしますが、農用地は一時的な利用は許可の基準に該当します。

周辺農地への影響

土地改良区の意見書に関しては地元土地改良区の受益地外との回答でしたが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

その他

申請地は、雨水は事業地内に排水施設を設け南側公共水路へ放流します。汚水の発生はありません。造成計画ですが、建設残土による盛土及び切土を行い段々畑のような形で整地する予定です。盛土は最大 4.2m、切土は最大 2.7mになります。工事期間は許可後から令和 10 年 2 月 29 日までの 3 年間となっております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」4 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

本条委員

2 番目は造成後、みかん畑か何かになるんですか。

事務局書記

予定ではみかとブルーベリー等の果樹栽培を目的というふうに申請は出ております。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件につきまして原案どおり承認し、うち 1 番につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、2 番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m²以上ということで、1 月 27 日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明します。申請があったんですが、土地所有者の方が最近お亡くなりになられたため、いったん取り下げるというお話になりました。書類が整い次第、申請が行われる見込みですが、今月とはとにかく取り下げるということになりました。ご報告いたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 件につきましては、取り下げされたとの報告がありましたので、次の議題に進みたいと思います。

続いて、第 4 号議案「非農地証明願」4 件を議題に供します。

なお、本議案については 1 番から 4 番まで現地調査を実施しておりますので、2 番 石井委員さんと 5 番 山下委員さんと 10 番 土井委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

石井委員 それでは、報告させていただきます。

1 番、・・・、面積 535 m²。【議案読み上げ】

申請理由

昭和 42 年に耕作者が亡くなり、その後放置をし続け山林化しているためです。

山下（祝）委員 2 番、・・・、面積 555 m²。【議案読み上げ】

申請理由

昭和 26 年頃から綾川の土手の一部として利用されているためです。

土井委員 3 番と 4 番は位置が近いためまとめてご説明します。

1 番、・・・、面積 13 m²外 1 筆 計 155 m²。【議案読み上げ】

4 番、・・・、面積 1,160 m²。【議案読み上げ】

申請理由

3 番の□□（地番）と 4 番の□□（地番）に関しては、平成 10 年頃より山林化しているためです。□□（地番）に関しては、農道の拡幅用地として利用しているためです。

以上です。

会長職務代理	ありがとうございました。 ただいま現地調査を対応していただいた委員のみなさんより現地調査報告がございましたが、事務局の補足説明を求めます。
事務局書記	第 4 号議案「非農地証明願」4 件につきましては先ほどの石井委員さん、山下委員さん、土井委員さんのご説明通りです。 2 番について補足説明をいたします。令和 6 年 10 月に香川県の土木事務所が河川区域の境界を測量したところ申請地が河川の堤塘に含まれていることがわかりました。昭和 26 年頃に現在の橋を架けるために土手を広げており、その際に取り込まれたものと思われる」と説明がありました。 以上のことから、非農地証明願 4 件につきましては「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」、「その農地を自らの耕作の利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」、「再生利用が困難な農地」に該当するため問題ないと判断しております。 よろしくご審議お願いいたします。
会長職務代理	ただいま調査担当委員さんと事務局より説明がありましたが、第 4 号議案「非農地証明願」4 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」4 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
	続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」22 件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局書記	それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」についてご説明いたします。 今月は新規に農地の貸借をする案件が 11 件、更新が 8 件、再設定が 3 件で、そのうち農地機構を通じた貸借が 20 件となっております。
	以上、農用地利用集積計画書 22 件はいずれも、農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 よろしくご審議お願いいたします。
会長職務代理	ただいま事務局より第 6 号議案「農用地利用集積計画書」22 件について説明がありましたが、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」22 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」6 件についてです。事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」6 件についてご説明いたします。順にご説明いたしますが、1 番から 3 番の借受人について、香川県農地機構となっておりますが、農地機構を通じて 4 番と 5 番の借受人と同じかたへ貸付している状況でした。そのため 1 番から 5 番は関連性があることから、まとめてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1,028 ㎡。【議案読み上げ】

2 番、・・・、面積 995 ㎡外 2 筆 計 2,511 ㎡。【議案読み上げ】

3 番、・・・、面積 1,467 ㎡。【議案読み上げ】

4 番、・・・、面積 1,748 ㎡外 1 筆 計 3,113 ㎡。【議案読み上げ】

5 番、・・・、面積 71 ㎡外 1 筆 計 551 ㎡。【議案読み上げ】

解約理由 経営規模の縮小

備考 すべて利用権、1 番のみ使用貸借権でその他は賃借権の解消

6 番、・・・、面積 1,583 ㎡。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」6 件について、なにかご質問はありませんか。

吉田委員

ちなみに縮小の理由は教えていただけますか。

会長職務代理

この方がみなさん食べに行ったことがあると思うんですが、借受人は飲食店を営んでいます。それで、お店を分離するらしいんです。誰かに経営を移譲するのかどうかはわかりませんが、自分のところがやっているお店で提供する野菜を生産するために借りてしていたが、手放したことで自分のところである必要がなくなって、とりあえず解約すると聞いております。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」6 件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして 1 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9 時 25 分終了